

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
規 則	
○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課)	17
告 示	
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可 (農業施設管理課)	17
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	17
○特定調達契約に係る入札の公告…………… (調達課)	17
道収用委員会告示	
○裁決手続開始の決定……………	19

規 則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年1月17日
北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第1号
北海道税条例施行規則の一部を改正する規則
北海道税条例施行規則 (昭和29年北海道規則第98号) の一部を次のように改正する。
第16条の4の2第1項中「第20条の9の3第3項」を「第20条の9の3第4項」に改め、
同条第2項中「第20条の9の3第1項又は第2項の規定により更正の請求をしようとする者が提出すべき総務省令第1条の8」を「第20条の9の3第3項」に、「書類」を「更正請求書」に改め、同条第3項中「第20条の9の3第3項」を「第20条の9の3第4項」に改める。
第39条の3第1項中「第53条第40項及び第41項」を「第53条第39項又は第40項」に改める。
第39条の3の2中「第53条第42項」を「第53条第41項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第18号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

平成24年1月17日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
沙流土地改良区	池売第2頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	貫気別第1頭首工	同

北海道告示第19号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年1月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 標津郡中標津町 (次の図に示す部分に限る。) の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第20号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年1月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
 - ア パーソナルコンピュータ (ノート型) 85台

イ パーソナルコンピュータ（デスクトップ型） 13台
ア及びイについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期日 平成24年3月29日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 電子入札に関する事項 この入札は、原則として、入札書その他の書類の提出を電子入札システムを利用して行うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、事前の申込みにより、紙の手続による参加を認める。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、ア及びイに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成24年1月17日午前9時から同年2月1日午後5時まで。
ただし、紙により申請する場合で持参によるときは、北海道出納局集中業務室調達課に平成24年1月17日から同年2月1日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（同年2月1日は午後3時まで）の間に、送付によるときは、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局集中業務室調達課に平成24年1月31日までに提出すること。

イ 申請の方法 北海道出納局集中業務室調達課の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道出納局集中業務室調達課

5 入札書の提出等

- (1) 入札開始日時 平成24年2月13日 午前9時
- (2) 入札書提出締切日時 平成24年2月15日 午後3時
ただし、紙により提出する場合で、持参によるときは、次の開札場所に開札予定日時に、送付によるときは、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道出納局集中業務室調達課に平成24年2月14日まで提出すること。

(3) 開札場所 北海道出納局集中業務室調達課

(4) 開札予定日時 平成24年2月16日 午前11時

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 6台

イ 予定時期 平成24年1月頃

- (2) この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告
平成23年4月22日付け北海道告示第294号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 電子入札システム上及び北海道出納局集中業務室調達課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道出納局集中業務室調達課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/kjc4.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次に

よる。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道出納局集中業務室調達課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-204-5076

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Personal Computer 85 set
- b Personal Computer 13 set

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., February 16, 2012

(If mailed, bids must arrive no later than February 14, 2012)

C Contact : Procurement Division, Office of Centralized Affairs, Treasury Bureau, Hokkaido

Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5076

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成24年1月17日

北海道収用委員会会長 山 口 均

- 1 事 件 名
平成23年（収）第7号帯広圏都市計画道路事業（3・3・47号学園通及び3・3・6号大通）収用事件
- 2 起業者の名称
帯広市
- 3 事業の種類
帯広圏都市計画道路事業（3・3・47号学園通及び3・3・6号大通）
- 4 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所 在	地 番	地 目	登記記録上の地積(m ²)	実測地積(m ²)	収用しようとする土地の面積(m ²)	氏 名	住 所	氏名	住所	権利の表示	
										受付年月日・受付番号	種類
帯広市西十 条南四十一 丁目	5番75	畑	3.69	3.69	3.69	(共有持分7分の1) (亡)大内文雄 相続人 (法定相続持分2分の1) 大内侑江 (法定相続持分4分の1) 大内 敦 (法定相続持分4分の1) 深瀬明美	河東郡音更町木野大通東 9丁目1番地28 札幌市豊平区水車町4丁 目1番20-301号 神奈川県川崎市幸区南加 瀬3丁目39番15号	なし	なし	なし	なし
	5番76	畑	3.69	3.69	3.69	(共有持分7分の1) (亡)大内文雄 相続人 (法定相続持分2分の1) 大内侑江 (法定相続持分4分の1) 大内 敦 (法定相続持分4分の1) 深瀬明美	河東郡音更町木野大通東 9丁目1番地28 札幌市豊平区水車町4丁 目1番20-301号 神奈川県川崎市幸区南加 瀬3丁目39番15号	なし	なし	なし	なし

5 裁決手続開始決定の日
平成24年1月6日
